

広島県訓令第一号

本 庁
地 方 機 関

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令（昭和五十九年広島県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第十四条関係） 健康福祉局子ども健康福祉局医療介護基 家庭課、安心保育 盤課における社会福祉 推進課、社会援護 法人及び社会福祉施設 課及び障害者支援 の指導監査に関する事 務		別表第二（第十四条関係） 健康福祉局子ども健康福祉局地域福祉課 家庭課、安心保育 における社会福祉法人 推進課、社会援護 及び社会福祉施設の指 導監査に関する事 務	
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。